

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- a. 企業間の連携（オープンイノベーション 等）
- b. ICT 実装支援（産業ロボット導入支援、データの相互利用 等）

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な契約単価引き下げ要求は行いません。契約価格の決定に当たっては協力会社（下請事業者）からの提示価格を前提に協議を行い、協力会社にも適正な利益を確保していただけるよう契約価格を決定しています。また、継続契約において契約単価の一方的な低減は求めません。協力会社の対応能力が向上する場合は契約単価の上昇についても協議を受け入れています。我々は、最終的な取引対価の決定を含め契約にあたっては、振興基準で求められる発注内容の明確化に則り、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② アイドリング時などのコスト負担

協力会社と契約締結後に該当の作業開始が遅れた場合も、そのアイドリング期間についても協力会社に一方的な人件費負担を負わせることなく、協議を行いコストの負担も行います。

③ 手形などの支払条件

支払代金はすべて現金で支払います。

④ 知的財産・ノウハウ

片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先や我々が進める働き方改革、リモートワークへの協力会社の対応に対しては余計なコスト負担が発生することがないように配慮しながら進めています。必要な機器がある場合は我々がコスト負担をして貸し出す場合もあります。

3. その他（任意記載）

- 下請事業者を我々の重要なパートナー企業と位置づけ、社内においては下請業者や外注業者という文言は使用せず、協力会社やパートナー企業と称しています。協力会社を統括する調達部署も SMT (Subcontractor Management Team) から BPC (Business Partner Collaboration) と部署名称を変更し社員の意識への浸透を行っています。
- パートナーシップをより強化し、お互いにより良い仕事を協働できるように、我々の需要情報を協力会社に公開し、協力会社からは供給余力情報を共有いただくような仕組みを構築しています。

令和3年3月11日

PwC コンサルティング合同会社

企 業 名

代表執行役 CEO 大竹 伸明

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。